

けんぽ 委員だより



 全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階 ☎052-856-1490 (代表)
受付時間: 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/>

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康の大切さについて関心を高め、健康管理の必要性をより一層認識していただくことを目的に、年に一度「医療費のお知らせ」をお送りしています。

対象期間 主に令和5年9月～令和6年8月診療分まで

医療費のお知らせの見方やよくある質問を掲載しています。詳しくはこちらをご覧ください。



発送時期 令和7年1月10日(金)～1月23日(木)にかけて、順次事業所様へ送付

マイナポータルでもご自身の医療費を閲覧できます。詳しくは、マイナポータル(総務省)のホームページをご覧ください。



ご担当者様
へのお願い

個人情報保護のため、従業員ごとに封入しておりますので、お手元に届きましたら未開封のまま従業員の皆様にお渡しください。(医療機関の受診がない方など、一部の方には発送されない場合があります。)

※すでに退職された方の「医療費のお知らせ」が届いた場合は同封の返信用封筒にてご返送ください。

「医療費のお知らせ」は医療費控除の確定申告手続きに使用可能です。

令和6年9月～令和6年12月診療分など「医療費のお知らせ」に記載がないものについては、医療機関等からの領収書に基づき「医療費控除の明細書」に直接ご記入いただく必要があります。詳細は国税庁ホームページまたは管轄の税務署にてご確認ください。

～国税庁からのお知らせ～

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、スマートフォンやパソコンで医療費控除の申告ができます。

作成コーナー 検索



令和6年10月から
始まりました

医薬品の自己負担の新たな仕組みについて

令和6年10月から、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある一部の先発医薬品(長期収載品)の処方を希望された場合は、通常の自己負担分とは別に「特別の料金」をお支払いいただいています。

※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合は、「特別の料金」は要りません。

● 料金について

「特別の料金」は、先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差の4分の1相当の金額に消費税を加えた金額となります。

計算方法等
詳しくはこちら



● 対象となる医薬品について

「特別の料金」の対象となる医薬品などの詳細は、右の二次元バーコードより厚生労働省ホームページをご確認ください。

対象医薬品
詳しくはこちら



健康づくりサイクルをまわしましょう！

協会けんぽは、みなさまの健康づくりをサポートしています。健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう。



① 健診の受診

健康状態を確認するために**毎年、健診を受けましょう！**

35歳～74歳の被保険者の方は「生活習慣病予防健診」をご利用ください。

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

血圧測定 血液検査 尿検査

心電図検査 胸部レントゲン検査

胃部レントゲン検査 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん 肺 胃 大腸
子宮 乳房 までカバー

協会けんぽが健診費用（総額 最高18,865円）の約7割を補助しています。

自己負担額 **最高 5,282円**

※子宮頸がん検診・乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

健康づくり
サイクル

② 健診後の行動

健診を受けた後の行動こそが大切です！

健診はあくまでも生活習慣改善の必要性や病気を発見するための手段です。

健診を受けた結果

医療機関への受診が必要な場合

医療機関に早期に受診しましょう！
治療が必要と判定された場合は早期に医療機関を受診してください。

生活習慣の改善が必要な場合

特定保健指導（健康サポート）を利用しましょう！

特定保健指導を利用して、生活習慣の改善に取り組んでください。

事業主・ご担当者の皆さまへ

特定保健指導に該当された方が、生活習慣を改善しないまま放置していると、重大な病気になる恐れもあります。従業員の健康、事業所の将来を守るため、特定保健指導のご案内を従業員の方に確実にお渡しいただき、積極的にお声かけをお願いします。

③ 日々の健康づくり

日ごろから**健康づくり**に取り組みましょう！

- 適度な運動
- バランスの良い食生活
- 禁煙
- 十分な睡眠 …など



健康づくりサイクルについての特設サイトはこちら

